## ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業Q&A

# 本Q&Aにおける用語の取り扱いについて

交付要綱 : ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助金交付要綱 交付要領 : ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助金交付要領

補助事業:補助対象の機器導入および講習の実施

介助用車いす : 補助対象とする介助用車いす 着座型スキー : 補助対象とする着座型のスキー 操縦者講習 : 補助対象とする操縦者等の講習

事業計画書 : ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業計画書[様式第1号]

年度報告書 : ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業年度報告書[様式第 11 号]

## 1 事業概要について

Q1. オプション品等の購入は補助対象になりますか。

- Q2.「車いすの運行を補助する器具」とはどのようなものですか。
- Q3.「着座型スキー」の条件(エ)指導者や操縦者等により、安全対策に万全を期するものとはどの様なものですか。
- Q4.「操縦者講習」はどのようなものが対象となりますか。また、講習のみでの申請は出来ますか。
- Q5. 購入にあたり、機材の運送費・諸経費等は対象となりますか。
- Q6.「操縦者講習」にあたる経費は何が対象となりますか。

#### 2 補助金申請方法について

- Q7.「事業計画書」は具体的にどのような記載をすればよいのでしょうか。
- Q8. 選定基準の審査項目について、全項目への対応が必要ですか。
- Q9. 補助金を概算払いすることは可能でしょうか。

#### 3 補助対象機器の使用について

- Q10. 機器の使用に関して注意することはありますか。
- Q11. 購入機器の耐用年数は何年ですか。
- Q12. 補助により購入した機器に破損等があった場合はどうすればよいですか。
- Q13. 周辺地域等への貸出しにおいて収入を得た場合はどの様にすればよいですか。
- Q14. 個人等に対する、レンタル事業に使用する事は可能か。

# 4 事業計画書および、年度報告書について

- Q15. 補助事業終了後の「事業計画書」の内容の取り扱いはどのようになりますか。
- Q16. 交付を受けた後も、3年もの間「年度報告書」の提出が必要なのですか。

### 1 事業概要について

- Q1. オプション品等の購入は補助対象になりますか。
- A1. オプション品の購入については、障がい等の種類により幅広く対応出来るよう、購入機器のメーカー等が提供する本体付属の公式オプション品の購入については補助対象となります。
- Q2.「車いすの運行を補助する器具」とはどのようなものですか。
- A 2. 一般的な車いすに設置・装着すること等により、車いすでの未舗装路、悪路の通行が容易になるなど、「バリアフリー環境整備が困難な場所で利用されることを目的とした介助用車いす」に準じた効用を得るために利用される器具を指します。

なお、補助対象となる器具は製品として一般的に販売されているものに限り、車いすの 改造による場合は補助対象となりません。

- Q3.「着座型スキー」の条件(x)指導者や操縦者等により、安全対策に万全を期するものと はどの様なものですか。
- A3.「着座型スキー」は、多くの方に体験して頂く事を目的としているため、スキー未経験者などでも安心・安全で、気軽にスキーを体験できるようハンドル等が設置され操縦者を必要とする設計がされたスキーとします。
- Q4.「操縦者講習」はどのようなものが対象となりますか。また、講習のみでの申請は出来ますか。
- A 4. 補助対象となる「操縦者講習」とは、本事業において導入した着座型スキーの操縦 技術を習得するために、自団体等の人材に対して専門の資格を持った外部講師などを招い て実施する講習等を指します。

なお、操縦者講習のみでの補助申請は本事業での対象となりません。また、「着座型スキー」の購入に合わせ操縦者講習を含める必要はありません。

また、本事業では、操作に特別の専門性を有する「着座型スキー」の利用に対する講習のみを補助対象とし、「介助用車いす」の利用に対する講習は補助対象としません。必要に応じて申請者の責任において講習会等を実施し、安全性の確保を実施してください。

- Q5. 購入にあたり、機材の運送費・諸経費等は対象となりますか。
- A 5. 運送費については対象としますが、手配に係る人件費・事務費等の諸経費は対象となりません。ただし、配送後に専門の事業者による組み立てが必要な場合などは、組み立てに係る作業費等は対象となります。
- Q6.「操縦者講習」にあたる経費は何が対象となりますか。
- A 6. 補助対象経費は、①講師に対する報償費、旅費および講習料、②講師に関するリフト券等の施設利用料、③講習に必要な機器のレンタル料、会場の使用料等の講習に係る必要経費が対象となります。

なお、受講者に係る経費は補助の対象にはなりません。

# 2 補助金申請方法等について

- Q7.「事業計画書」は具体的にどのような記載をすればよいのでしょうか。
- A7. 別紙の「事業計画書【記載事項説明書】」をご参照下さい。
- Q8. 選定基準の審査項目について、全項目への対応が必要ですか。
- A8. 基本的に、全項目を実施していただくことを前提としています。 その上で、選定委員の審査においては、記載の有無を踏まえて審査します。
- Q9. 補助金を概算払いすることは可能でしょうか。
- A 9. 可能です。

その場合、出来高の9割を限度としてお支払いをします。概算払いの申請にあたっては 出来高を確認できる書類を提出してください。

ただし、概算払いに関しては、交付決定金額の 10 分の 9 の額 (1 回のみ) を上限とします。

# 3 補助対象機器の使用について

Q10. 機器の使用に関して注意することはありますか。

A10. 以下の点に留意してください。

- ① 募集の目的にあるように、「長野県内の観光地域へのユニバーサルツーリズムの普及拡大、および周辺地域等に対しユニバーサルツーリズムの普及・啓発等の活動を行う」ことや「高齢者や、障がい等をお持ちの方とともに、同行される家族・友人など全ての方に長野県の観光地を安心・安全に旅行をしてもらう」こと等が最大限出来るよう努めてください。
- ② 本事業において採択された機器であっても、県が安全性等に関して推奨・補償するものではありません。安全対策等に関しては申請者の責任において活用して下さい。
- ③ 機器については、常に良好な状態で管理するものとし、管理規定を定めるなど適正な管理をしてください。
- ④ 貸出しを行う場合は、貸出規定を定めるなど利用に支障が生じないよう努めてください。
- ⑤ 機器の利用にあたっては、操縦者講習を実施するなど、設置者の責任において安全性の 確保・危機管理の徹底を図ってください。
- ⑥ 補助金によって購入した物品には、何らかの形で当該補助事業によって購入したことを 表示してください。

例:「平成〇〇年度ユニバーサルツーリズム推進機器等補助事業」「事業主体名」

### Q11. 購入機器の耐用年数は何年ですか。

A11. 基本的には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号、以下省令)における「スポーツ具」に該当するものとし、3 年と考えています。

ただし、導入する機器によっては異なる場合もありますので、省令に照らしてご確認下 さい。

Q12. 補助により購入した機器に破損等があった場合はどうすればよいですか。

A12. 機器については、善良な管理者の注意をもって事業を実施してください。

その上で、破損等があった場合は、申請者の責任で修理等をしてください。また、定期 的な点検等も申請者の責任で実施してください。

なお、破損等があった場合は、山岳高原観光課まで連絡をお願いします。

Q13. 周辺地域等への貸出しにおいて収入を得た場合はどの様にすればよいですか。

A13. 主に収益のみを目的とした機器の貸出しは行わないでください。

ユニバーサルツーリズムの普及・啓発にあたり貸し出す場合の利用料等の徴取は可能とします。その場合、申請者の不利益とならない程度で、普及・啓発に最大限配慮した価格・ 運搬費の設定に努めて下さい。

Q14. 個人等に対する、レンタル事業に使用する事は可能か。

A14. 本事業においては、レンタルにおいて収益を上げることが主目的のものは対象になりません。

ただし、本事業の目的に則し、観光地域で多くの方に貸し出す事で、障がい等のある観光客の方々に楽しんで頂くために、レンタル料を徴取し貸出す事は可能です。

# 4 事業計画書および、年度報告書について

Q15. 補助事業終了後の「事業計画書」の内容の取り扱いはどのようになりますか。

A15. 補助金の交付を受けた者は、長野県のユニバーサルツーリズムの推進および、自身で申請した「事業計画書」の内容について、それを誠実に実施して頂くことになります。

事業対象年度を含め3年間、毎年「年度報告書」を提出する事としています。

「年度報告書」において「事業計画書」の申請事項に進展がみられない場合、県において必要な助言等を行い、それでも、実施する努力がみられないことが明らかな事業者に対しては、悪意を持った違反と解釈し、補助金交付要綱第15条(決定の取り消し)「(略)交付の内容及びこれに附した条件に違反したとき(略)」とみなし、決定の取り消しを行い、補助金の返還を求めることがあります。

Q16. 交付を受けた後も、3年もの間「年度報告書」の提出が必要なのですか。

A16. 事業対象年度を含め3年間、毎年「年度報告書」を提出することとしています。

本補助事業は、機器の導入のみを目的とした事業ではなく、長野県内でのユニバーサルツーリズムの普及・啓発等を目的としたものです。購入した機器を活用し、「事業計画書」に沿ったユニバーサルツーリズム推進事業を推進して頂き、ユニバーサルツーリズムの普及・啓発を実践していただくこととしています。